

ひとり親家庭等の支援に関する調査

結 果 報 告 書

令和 8 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の相対的貧困率¹は、全体的に低下傾向にあるものの、「令和4年国民生活基礎調査」によると、全体が15.4%、こどもが11.5%であるのに対し、ひとり親家庭等²は44.5%と高い状況にある。また、OECD加盟国における相対的貧困率の平均は、全体が11.4%、こどもが12.4%、ひとり親家庭等が31.1%となっており、国際的にみても、我が国のひとり親家庭等の相対的貧困率は高い状況にあるといえる。

一方、「国勢調査」によれば、昭和60年には全世帯の4割を占めていた「夫婦と子供」の世帯が、令和2年には25.0%となるなど、少子化とともに生活スタイルや家族形態などが多様化する中で、ひとり親家庭等の世帯の約9割を占める母子世帯数は近年減少傾向にあるものの、平成2年から令和2年までの30年間で約1.2倍に増加している。

また、ひとり親家庭等の世帯の就業率は、母子世帯、父子世帯ともに約9割となっているものの、母子世帯の約半数が非正規雇用であり、父子世帯と比較して平均年間就労収入が半額程度（236万円）となっている。さらに、母子世帯における養育費の受給率は、3割を下回っている状況である。

このようなひとり親家庭等に対する支援として、ヘルパー派遣やこどもの生活・学習支援事業等の「子育て・生活支援」、母子・父子自立支援プログラムの策定や就業情報の提供等の「就業支援」、養育費の履行確保や親子交流の実施等のための「養育費確保等支援」及び児童扶養手当の支給に代表される「経済的支援」の4本柱により、様々な施策が推進されている。

しかしながら、特に、経済的支援以外の公的支援については、「知らなかった」、「手続きが分からなかった」というひとり親家庭等からの声もあり、その利用状況や認知状況は、総じて低い状況となっている。ひとり親家庭等の自立を支援することは、そのこども世代が低所得世帯となってしまう、いわゆる貧困の連鎖を断ち切る観点からも重要であることから、困難な状況にあるひとり親家庭等に対し、個々の状況に応じた必要な支援を届けるためのプッシュ型・アウトリーチ型支援や相談支援が求められている。

本調査は、ひとり親家庭等の支援を実施している地方公共団体における取組状況を調査するとともに、ひとり親家庭等の声をアンケートやインタビューを通じて把握・聴取し、地方公共団体が実施する支援とひとり親家庭等が求める支援にギャップが生じていないか、ひとり親家庭等に必要な情報を届け、支援につなげるための効果的な周知・広報はどのようなものかといったことを明らかにし、困難な状況にあるひとり親家庭等に必要な支援が届くための施策の検討に資することを目的として実施したものである。

¹ 相対的貧困率とは、OECD基準に基づき、世帯を構成する各人の生活水準を表すよう調整した可処分所得（等価可処分所得という。）の中央値の半分の金額（2021年で127万円）に満たない人の割合のこと。

² ひとり親家庭等とは、一般的には母子家庭、父子家庭のことをいうが、それ以外にも、その支援事業の内容等によって、寡婦が含まれる場合や、養育者家庭（父母のないこどもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭）等が含まれる場合がある。

目 次

第1 調査の目的等.....	1
第2 調査結果	
1 ひとり親家庭等の概況と報告書の構成等.....	2
2 ひとり親家庭等の把握状況.....	6
3 ひとり親家庭等に対する支援の周知状況	
(1) 各種支援の周知状況.....	18
(2) 個別支援事業の周知状況等.....	33
4 ひとり親家庭等に対する相談対応状況等	
(1) 相談対応の体制と実施状況.....	46
(2) 児童扶養手当手続を活用した相談対応状況.....	53
資料編.....	68